

**平成25年度**  
**大分県自立支援協議会**  
**「第1回相談支援・研修部会」**

**日時：平成25年12月26日（木）**  
**場所：県庁舎本館32会議室**

**大分県福祉保健部障害福祉課**

## 目 次

議題 1 相談支援に関する研修について . . . . .

議題 2 合同学習会の実施方法等について . . . . .

議題 3 専門コース別研修について . . . . .

議題 4 その他 . . . . .

## 議題 1 相談支援に関する研修について

平成25年度 大分県障がい福祉関係研修 実績及び計画 平成25年12月26日現在

研修名	内容と対象者	開催日時	会場	申込期間	申し込み・問い合わせ先 (県の担当班等)
相談支援従事者初任者研修	(対象者) ・相談支援専門員となる者(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着) ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる者【2日間のみ】	平成25年 6月27日(木) 平成25年 6月28日(金) 平成25年 6月30日(日) 平成25年 8月 6日(火) 平成25年 8月 7日(水)	大分県社会福祉介護研修センター	終了	大分県社会福祉 介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課自立支援班)
相談支援従事者現任研修	(対象者) ・相談支援専門員(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着)	平成25年10月2日(水) 平成25年10月29日(火) 平成25年10月30日(水)	大分県社会福祉介護研修センター	終了	大分県社会福祉 介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課自立支援班)
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	(対象者) ・サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になろうとする者 ・相談支援従事者初任者研修の共通講義2日間を受講した者	・共通講義 平成26年1月10日(金) ・各分野 ○介護 平成26年1月22日(水)～23日(木) ○地域生活(身体) 平成26年1月18日(土)～19日(日) ○地域生活(知的・精神) 平成26年1月29日(水)～30日(木) ○就労 平成26年1月20日(月)～21日(火) ○児童発達支援管理責任者 平成26年2月6日(木)～7日(金)	大分県庁	終了	障害福祉課自立支援班 097-506-2731
相談支援従事者専門コース別研修	(内容) 主に相談支援業務に従事している者を対象に、より専門的な知識・技術を得得するため、年間4コース程度を実施(例:障害児支援/権利擁護、成年後見制度/地域移行、地域定着、触法/セルフマネジメント/スーパービジョン、管理、面接技術) (対象者) ・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者	平成25年9月9日(月) (① 成年後見・権利擁護) 平成25年12月2日(月) (② 障がい児支援) 平成25年1月頃 (③ 地域移行・定着、触法予定) 平成26年3月頃 (④ スーパービジョン・管理・面接技術 予定)	大分県総合社会福祉会館	①終了 ②修了 ③未定 ④未定	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725
地域移行・地域定着促進研修	(対象者) ・相談支援専門員(地域移行・地域定着) ・保健所 ・市町村職員 ・精神科病院職員 等	平成25年11月11日(月) 平成25年11月12日(火)	大分県医師会館	終了	障害福祉課精神保健福祉班 097-506-2733
虐待防止・権利擁護研修	(対象者) ・全事業所 ・市町村	平成25年12月10日(火) (共通講義) 平成25年12月18日(水) (相談窓口職員コース) 平成25年12月19日(木) (施設等職員コース)	大分県総合社会福祉会館 (共通講義) 大分県社会福祉介護研修センター (相談窓口、施設等職員コース)	終了	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725

## 研修開催要領一覧

- ① 平成25年度 相談支援従事者初任者研修会開催要綱・・・・・・・・・・ 4
- ② 平成25年度 相談支援従事者現任研修会開催要綱・・・・・・・・・・ 8
- ③ 平成25年度 サービス管理責任者等研修会開催要領・・・・・・・・・・ 10
- ④ 精神障がい者地域移行・地域定着促進研修会実施要領・・・・・・・・ 16
- ⑤ 平成25年度 大分県障がい者虐待防止・権利擁護研修開催要領・・ 18

# ① 平成25年度 相談支援従事者初任者研修会開催要綱

## 1 目的

障がい児・者の意向に基づく地域生活を実現するため、保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスを総合的かつ適切に利用できるように援助する知識や技術の習得を図ることを目的とする。

- 2 主 催 大分県福祉保健部障害福祉課  
大分県社会福祉介護研修センター

## 3 開催期日

### (1) 5日間研修

講義 (3日間)	演習 (2日間)
平成25年6月27日 (木)	平成25年8月6日 (火)
6月28日 (金)	8月7日 (水)
6月30日 (日)	

- 4 会 場 大分県社会福祉介護研修センター  
大分市明野東3丁目4番1号 (〒870-0161)  
TEL: 097-552-6888

## 5 対象者及び定員

### (1) 研修I (5日間研修)

相談支援専門員となる者 (計画相談支援、障害児相談支援等の提供に当たる者) 等

計 110名

### (2) 研修I-2 (5日間研修の1・2日目のみ受講が必要)

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる者 (研修Iの5日間受講も可)

計 100名

## 6 研修内容 (詳細は別紙)

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義

(3科目 6.5時間)

- (2) ケアマネジメントの手法に関する講義

(2科目 8.0時間)

- (3) 地域支援に関する講義

(3科目 7.0時間)

- (4) ケアマネジメントプロセスに関する演習

(4科目 11.0時間)

計 12科目 32.5時間

- 7 資料代 研修I (5日間研修)受講者 5,000円  
研修I-2 (2日間研修)受講者 3,000円

※研修当日、『改訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト』中央法規発行 3,150円 (税込) を持参のこと。(研修初日に購入することもできます。購入希望の有無を、「簡易申請システム (下記参照)」での申込時に登録願います。)

- 8 受講申込み **平成25年5月31日(金) 17:00(厳守)**までに、  
「簡易申請システム」にて、申請の登録をしてください。

※簡易申請システムでの申請

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=wUn3XbY5>

このアドレスからアクセスし、必要な情報を登録してください。

入力された氏名、生年月日が**修了証書等に記載**されますので、入力間違いのないよう、ご注意願います。

- 9 受講決定 登録いただいた内容を確認の上、受講決定通知を所属長あてに送付します。  
なお、受講希望者が定員を超過した場合は、相談支援専門員として従事する予定が確実な者、サービス管理責任者等として従事している者を優先します。  
今後従事する予定で受講する者は、簡易申請システムに、相談支援専門員又はサービス管理責任者等として、従事する予定時期を登録願います。  
また、2名以上の受講の希望のある事業所は、受講者の優先度の高い順に登録をお願いします。

- 10 修了証書等 研修Ⅰの修了者には、修了証書、研修Ⅰ－Ⅱを修了した者には、受講証明書を交付します。

(事業所指定申請に際して、修了証書や受講証明書の添付が必要です)

- 11 その他 (1) 受講申込み後の受講者の変更は、受け付けません。  
(2) 昼食は各自でご用意願います。なお、会場(大分県社会福祉介護研修センター)で業者が弁当の予約を受け付けますので、希望の方は当日、申し込みをしてください。  
(3) 研修受講時は、実務経験を満たしている必要はありませんが、事業所指定申請の際には、実務経験の要件を満たしていることが必要です。

実務経験については、下記を参照ください。(一部抜粋資料は添付)

相談支援専門員・・・「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第549号)」

サービス管理責任者・・・「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)」

児童発達支援管理責任者・・・「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)」

## <研修内容>

1日目〔平成25年6月27日（木）〕

9：00～16：45

時 間	研 修 内 容	研修のねらい
8：30	受付	
9：00	開講・オリエンテーション	
9：15 (3.0)	講義「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の概要」	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨及び児童福祉法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。
12：15	昼食・休憩	
13：15 (2.0)	講義「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等における計画作成とサービス提供のプロセス」 ①個別支援計画とサービス等利用計画の関係 ②サービス提供のプロセス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律におけるサービス提供に当たっての一連のプロセスを理解する。
15：15 (1.5)	講義「相談支援の基本姿勢」	相談支援において重視すべき理念について理解する。

2日目〔平成25年6月28日（金）〕

9：30～16：30

時 間	研 修 内 容	研修のねらい
9：00	受付	
9：30 (2.5)	講義「障害児者の地域生活支援」	障害児者の地域生活における社会資源の役割や支援内容を理解する。
12：00	昼食・休憩	
13：00 (2.0)	講義「障害者ケアマネジメント(概論)」	ケアマネジメントのプロセスと技術について理解する。
15：00 (1.5)	講義「相談支援における権利擁護と虐待防止」	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点と虐待防止などにおいて果たすべき役割を理解する。



3日目〔平成25年6月30日（日）〕

9：00～17：00

時間	研修内容	研修のねらい
8：45	受付	
9：00 (3.0)	講義「ケアマネジメントの実践」	事例を通して、アセスメント・サービス等利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリング、実施評価を理解する。
12：00	昼食・休憩	
13：00 (3.0)	講義「ケアマネジメントの実践」	〃
16：00 (1.0)	実習ガイダンス	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる。 (在宅の事例を1事例選定し、ケアマネジメントプロセスを課外実習する。)

4日目〔平成25年8月6日（火）〕

9：00～17：00

時間	研修内容	研修のねらい
8：45	受付	
9：00 (3.0)	演習Ⅰ「サービス等利用計画書の作成」	課外実習で作成した各自のアセスメント表、サービス等利用計画書を発表し、相互の事例の理解を深める。
12：00	昼食・休憩	
13：00 (4.0)	演習Ⅱ「個別支援会議」	模擬的な個別支援会議を通じて事例検討を行い、ケアマネジメント手法を具体的に理解する。

5日目〔平成25年8月7日（水）〕

9：00～16：30

時間	研修内容	研修のねらい
8：45	受付	
9：00 (3.0)	演習のまとめ	発表事例の事後的・客観的評価により実習の総括を行う。
12：00	昼食・休憩	
13：00 (3.0)	講義「協議会の役割と活用」	協議会の必要性と運営方法について理解する。
16：00	修了式	

## ② 平成25年度 相談支援従事者現任研修会開催要綱

### 1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために、困難事例に対する支援方法についての助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図る。

- 2 主催 大分県福祉保健部障害福祉課  
大分県社会福祉介護研修センター

### 3 開催期日

#### (1) 3日間研修

講義 (1日間)	演習 (2日間)
平成25年10月2日 (水)	平成25年10月29日(火)、30日(水)

- 4 会場 大分県社会福祉介護研修センター  
大分市明野東3丁目4番1号 (〒870-0161)  
TEL: 097-552-6888

### 5 対象者及び定員

指定相談支援事業所において相談支援業務に従事しており、相談支援従事者初任者研修を受講している者 100名

### 6 研修内容

- (1) 講義 (3科目 6時間)  
(2) 演習 (12時間)

- 7 資料代 3,000円

- 8 受講申込み **平成25年9月4日(水) 17:00(必着)**までに、  
「簡易申請システム」にて、申請の登録をしてください。

#### ※簡易申請システムでの申請

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=00GFQ7Ra>

このアドレスからアクセスし、必要な情報を登録してください。

入力された氏名、生年月日が**修了証書等に記載**されますので、入力間違いのないよう、ご注意願います。

※申込みの際は、過去に受講した相談支援従事者初任者研修の修了証書を添付してください。

- 9 受講決定 申込内容を確認の上、受講決定通知を研修開始の約2週間前に送付する予定です。なお、2名以上の受講の希望のある法人は、受講者の優先順位をつけて申込みをしてください。
- 10 修了証書等 研修の修了者には、修了証書を交付します。
- 11 その他 (1) 受講申込み後の受講者の変更は受け付けません。  
(2) 昼食は各自でご用意願います。なお、会場(大分県社会福祉介護研修センター)で業者が弁当の予約を受け付けますので、希望の方は当日、申し込みをしてください。

<平成25年度相談支援従事者現任研修カリキュラム>

1日目 [平成25年10月2日(水)]

9:45~17:00

時間	研修内容	研修のねらい
9:15	受付	
9:45	開講・オリエンテーション	
10:00 (1)	講義「障害者福祉の動向について」	障がい福祉施策及び関連施策に関する最新の動向を理解する
11:00 (1)	講義「地域生活支援事業について」	地域生活支援事業に関する事例を分析し、専門的な支援が必要な事例の支援方法を学ぶ
12:00	昼食・休憩	
13:00 (2)	講義「相談支援の基本姿勢及びプロセスについて」	相談支援において、重視すべき理念及び相談支援の意義や役割について理解する。
15:00 (2)	講義「協議会について」	協議会の運営等、地域の関係機関とネットワークづくりについて理解する。

2日目 [平成25年10月29日(火)]

9:00~16:00

時間	研修内容	研修のねらい
8:45	受付	
9:00 (3)	演習「障害者ケアマネジメントの実践」	支援事例等の検討を行い、相談支援従事者としての実務能力を向上させる。
12:00	昼食・休憩	
13:00 (3)	演習「障害者ケアマネジメントの実践」	

3日目 [平成25年10月30日(水)]

9:00~16:00

時間	研修内容	研修のねらい
8:45	受付	
9:00 (3)	演習「スーパーバイズ」	スーパーバイズを経験することにより、相談支援の質を確保する方法を理解する。
12:00	昼食・休憩	
13:00 (3)	演習「スーパーバイズ」	各受講者の相談支援事例を発表し、支援の検証を行う。

### ③ 平成25年度サービス管理責任者等研修会開催要領

#### 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

#### 2 実施主催

大分県

#### 3 対象者

指定障がい福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として配置しようとする者又は指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者

#### 4 研修内容（詳細は別紙研修カリキュラム参照）

##### (1) サービス管理責任者研修

1日目	共通	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割に関する講義	(3科目 6時間)
2日目	分野別	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義 サービス提供プロセスの管理に関する演習	(1科目 3時間) (1科目 4時間)
3日目	分野別	サービス提供プロセスの管理に関する演習	(2科目 6時間)
			計 7科目 19時間

※「分野別」とは次の4分野を指す。

分野	障がい福祉サービス
介護	療養介護
	生活介護
地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）
地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練）
	共同生活援助
	共同生活介護
就労	就労移行支援
	就労継続支援

(2) 児童発達支援管理責任者研修

- 1 日目 (H26. 1. 10) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割に関する講義  
(サービス管理責任者研修と共通：3科目 6時間)
- 2 日目 (H26. 2. 6) アセスメントやモニタリングの手法に関する講義 (1科目 3時間)  
支援提供プロセスの管理に関する演習 (1科目 4時間)
- 3 日目 (H26. 2. 7) 支援提供プロセスの管理に関する演習 (2科目 6時間)
- 計 7科目 19時間

(3) 留意事項

- ① 多機能型事業所において、複数種類の障がい福祉サービス等のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を兼務する場合は、該当する種類の事業に係る全ての分野等の研修カリキュラムを修了すること。
- ② サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた者が、新たに他の分野等を受講する場合については、1日目の共通講義を改めて受講することを要さない。

ただし下記ア又はイに該当する場合は、改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得する観点から、1日目の共通講義のうち、「障害者総合支援法とサービス管理責任者の役割及び児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割(1科目2時間)」を受講することが望ましい。

(あくまで任意受講であり、受講を義務づけるものではないことに留意)

ア 平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野以外を修了し、修了証書の交付を受けた者が、新たに児童発達支援管理責任者研修を受講する場合

イ 平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野を修了し、修了証書の交付を受けた者が、児童発達支援管理責任者の業務に従事する場合

5 受講定員

全体の定員は200名程度とし、介護、地域生活(知的・精神)、就労分野は各60名程度、地域生活(身体)、児童発達支援管理責任者研修は40名程度とする。

## 6 研修期間・研修会場

研修期間は3日間とし、1日目は共通研修、2・3日目は分野別等研修を行う。

研修内容	研修期間	会場
共通研修	平成26年1月10日(金)	大分県庁舎 新館 大会議室
分 介護	平成26年1月22日(水)～23日(木)	大分県庁舎 新館 大会議室
野 地域生活(身体)	平成26年1月18日(土)～19日(日)	大分県庁舎 別館 84会議室
別 地域生活(知的・精神)	平成26年1月29日(水)～30日(木)	大分県庁舎 新館 大会議室
就労	平成26年1月20日(月)～21日(火)	大分県庁舎 新館 大会議室
児童発達支援管理責任者	平成26年2月6日(木)～7日(金)	大分県庁舎 別館 84会議室

(会場) 大分県庁舎 新館 大会議室  
別館 84会議室

## 7 資料代

1分野あたり3,000円/人(予定)

ただし上記4の(3)の②のア又はイに該当し、1日目の共通研修2時間のみ任意で受講する場合は資料代を免除する。

## 8 受講申し込み

簡易入力システム

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=INz82vXT> により、

**平成25年12月13日(金)17:00【必着】**までに、法人で取りまとめのうえ、当課あてに申し込みをしてください。

2名以上の受講者の推薦がある場合は、優先度の高い者から順番に申込みをしてください。

1回の申込みで3人まで入力可能です。4人以上で申込み場合は、分けて入力してください。

期限経過後の申し込みは受け付けませんので、提出期限を厳守してください。

**※入力された氏名・生年月日が修了証書に記載されますので、間違いがないように入力して下さい。**

## 9 受講決定

申込書の内容を確認の上、受講決定通知を法人代表者あてに送付します。

受講希望者が定員を超過した場合は、現時点で事業所指定を受けているサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者、実務経験年数等により当課で選考させていただきます。

## 10 修了証書

全カリキュラム修了した者には、修了証書を交付します。

遅刻、早退、研修中の退席の著しい者等には、修了証書を交付しません。

(事業所指定の申請に際して、修了証書の添付が必要です。)

## 11 その他

(1) 受講決定後の受講者の変更はできません。

なお、当日欠席された場合も資料代はお支払い願います。

(2) 受講者の推薦については、下記について注意願います。

① 受講者は全ての研修カリキュラムを受講できること。

② 事業所指定申請をする時点で、サービス管理責任者又は児童発達管理責任者としての実務経験の要件(別紙2)を満たしていること。(研修受講時点で、満たしている必要はありません。)

③ 事業所指定申請をする時点で相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了していること。

(3) 昼食は、各自でご用意願います(研修当日に弁当販売を行います)。

(別紙)

## 平成25年度サービス管理責任者等研修カリキュラム

1日目 平成26年1月10日(金)

〔共通〕

時 間	科 目	内 容
9:15	受付	
9:50	開講・オリエンテーション	
10:00 (2H)	講義 「障害者総合支援法とサービス管理責任者の役割及び児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割」	障害者総合支援法における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理責任者の基本的な役割及び児童福祉法における障害児支援制度や支援内容、支援の質を確保するために必要な児童発達支援管理責任者の基本的な役割等について解説
12:00	昼食・休憩	
12:50 (2H)	講義 「サービス提供及び支援提供のプロセスと管理」 「障害者虐待防止法について」	サービス提供及び支援提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者がそのプロセスにどのように係わるかを具体的に解説
14:50	休憩	
15:00 (2H)	講義 「サービス提供者と関係機関の連携及び支援提供職員と関係機関の連携」	実際のサービス提供現場における、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築及び支援提供現場における、事業者又は支援提供職員と各関係機関等とのネットワーク構築の事例解説
17:00		



2日目 平成26年1月下旬～2月上旬

〔分野別又は児童〕

時 間	科 目	内 容
9:00	受付	
9:15 (3H)	講義 「アセスメントとサービス（支援）提供の基本姿勢」	アセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについて解説
12:15	休憩	
13:00 (4H)  17:00	演習 「サービス（支援）提供プロセスの管理の実際事例研究①」	標準的なサービス（支援）提供のプロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性やサービス（支援）内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する

3日目 平成26年1月下旬～2月上旬

〔分野別又は児童〕

時 間	科 目	内 容
9:00	受付	
9:15 (3H)	演習 「サービス（支援）提供プロセスの管理の実際事例研究②」	事例研究①と同様に、障がい内容等の異なるより困難な事例を用いて、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかといった観点から演習を展開する
12:15	休憩	
13:00 (3H)  16:00	演習 「サービス（支援）内容のチェックとマネジメントの実際」	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する

④ 精神障がい者地域移行・地域定着促進研修会  
実施要領

- 1 目的  
目標 精神障がい者の地域移行・地域定着を促進する  
①精神障がい者の地域移行への取組について関係者の共通理解を図る  
(共通の認識で地域移行に取組めるよう、関係者の機運を高める)  
②精神保健福祉法の改正を踏まえ、相談支援事業者、医療機関、市町村、保健所それぞれが役割、取組を考えることができる。  
また、各機関の連携を促進するため、関係者が共に地域の現状・課題を認識し、今後の取組について考える機会とする。  
③大分県の精神障がい者の地域移行を推進する核となる人材を発掘し、育成する。
- 2 主催 大分県  
一般社団法人 支援の三角点設置研究会
- 3 対象 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者  
精神科病院関係者(精神保健福祉士、看護師等)  
市町村「地域相談支援」「精神保健」担当者  
保健所地域移行・地域定着支援事業担当者  
で原則2日間ともに出席できる者  
(ただし、業務の都合等で1日のみの参加も可とする)
- 4 時期 平成25年11月11日(月) 9:30~16:30  
11月12日(火) 9:30~15:30
- 5 会場 大分県医師会館 6階 研修室I  
(大分市大字駄原2892の1)
- 6 内容 別添研修会プログラム(案)のとおり

## 研修会プログラム（案）

\*内容等は今後変更になる可能性があります。

11月11日（月）

時間	科目	
9:10～	受付開始	
9:30～9:40	開会及びオリエンテーション	事務局
9:40～10:00	【報告①】 大分県の地域移行の取組、現状について	大分県障害福祉課
10:00～11:00	【報告②】 大分県内の精神障害者の地域移行の実例について ①相談支援事業所 ②精神科病院 ③市、保健所	北部圏域(予定)
11:00～11:10	トイレ休憩	
11:10～12:00	【講義①】 精神保健福祉法の改正を踏まえ、今何をすべきか？(Ⅰ)	講師
12:00～13:00	昼食休憩	
13:00～14:30	【ワークショップⅠ】 精神障がい者の地域移行を推進するための情報交換 (医療機関、相談支援事業所、行政のグループごと)	
14:30～15:20	【発表】 ワークショップⅠの発表	
15:20～16:20	【講義②】 精神保健福祉法の改正を踏まえ、今何をすべきか？(Ⅱ)	講師
16:20～16:30	2日目のアナウンス	事務局

11月12日（火）

時間	科目	
9:10～	受付開始	
9:30～9:35	オリエンテーション	事務局
9:35～10:00	【報告③】 精神障害者の地域移行にむけた関係機関の連携について	国東市(予定)
10:00～11:00	【報告④】 〇〇県の地域移行支援状況 (法改正を見据えた先進地の取り組み等)	講師
11:00～12:00	【ワークショップⅡ】 精神障がい者の地域移行を推進するための情報交換 (各圏域のグループごと)	
12:00～13:00	昼食休憩	
13:00～13:50	【ワークショップⅡ】続き	
13:50～14:30	【発表】 ワークショップⅡの発表	発表
14:30～15:30	【講義③】 地域移行をすすめるために、今何をすべきか	講師
15:30～15:35	閉会及びオリエンテーション	事務局

## ⑤ 平成25年度大分県障がい者虐待防止・権利擁護研修開催要領

### 1 目的

障がい者虐待の防止及び権利擁護に関する基礎的な知識を習得するとともに、障がい者虐待防止体制の整備を図ることを目的とする。

### 2 日時及び会場

#### (1) 共通講義

日 時 平成25年12月10日(火) 10:00～16:00  
会 場 大分県総合社会福祉会館 4階大ホール(大分市大津町2-1-41)

#### (2) 分野別コース(どちらか一方を選択)

##### ① 相談窓口職員コース

日 時 平成25年12月18日(水) 9:30～16:00  
会 場 大分県社会福祉介護研修センター(大分市明野東3丁目4番1号)

##### ② 施設等職員コース

日 時 平成25年12月19日(木) 9:30～16:00  
会 場 大分県社会福祉介護研修センター(大分市明野東3丁目4番1号)

※ 共通講義と分野別コースを合わせて2日間の研修。

### 3 対象者

障がい者福祉施設等の職員(サービス管理責任者等)

市町村職員(障がい福祉担当課)

相談支援事業所職員

※ 昨年、受講していない方を優先します。

### 4 定員

相談窓口職員コース 70名(市町村職員、相談支援事業所職員)

施設等職員コース 100名(障がい者福祉施設等の職員)

### 5 受講料

無料

### 6 プログラム

別表のとおり

## 【受講のご案内】

### (1) 受講申込み

申込期間 平成25年11月26日（火）から12月5日（木）まで

申込方法 大分県電子申請システム（システムの不具合等により申請できない場合はEメールにて別紙様式を提出してください）

注 意 点

- ・申込時に分野別コースを選択してください。
- ・所属（市町村、事業所単位）で取りまとめの上、お申し込みください。
- ・1つの所属から2名までの参加とします。複数の受講希望者がいる場合は優先順位を決めて申し込んでください。

申 込 先 ①大分県電子申請システム

障害福祉課ホームページの最新情報よりアクセスできます。

アドレス

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/>

②Eメール

大分県福祉保健部障害福祉課地域生活支援班 担当：宮脇あて

メールアドレス miyawaki-susumu@pref.oita.lg.jp

（可能な限り、①によりお申し込みください。）

### (2) 受講決定

12月5日を目処に受講決定通知書を送付します。なお、受講希望者が多数の場合は、地域のバランスや先着順等を考慮して受講者を決定しますのでご了承ください。

### (3) 昼食について

昼食は各自で準備してください。なお、会場で業者が弁当の予約を受け付けますので、希望の方は当日、申込みをしてください。

### (4) 交通アクセス

バス等の公共交通機関をご利用ください。（車いす利用者等を除く）

総合社会福祉会館の駐車場は会館を利用する障がい者も多く利用しますのでご協力をお願いします。

## 平成25年度大分県障がい者虐待防止・権利擁護研修プログラム

### 1 共通研修（12月10日(火)）

時間	内容	講師等
9:30 ~ 10:00 (30分)	受付	
10:00 ~ 10:10 (10分)	あいさつ	姫野 計志 (大分県福祉保健部障害福祉課長)
10:10 ~ 10:40 (30分)	障害者虐待防止法について	宮脇 進 (大分県福祉保健部障害福祉課地域生活支援班)
10:40 ~ 12:00 (80分)	障害者虐待防止法施行後の状況と課題	青山 昌憲 (障がい者生活支援センター 相談支援専門員)
12:00 ~ 13:00 (60分)	休憩	
13:00 ~ 14:30 (90分)	より良い支援を目指して 障がい者福祉施設における虐待防止・権利 擁護の取り組み	樋口 幸雄 (社会福祉法人京都ライフサポート協会理事長)
14:30 ~ 14:45 (15分)	休憩	
14:45 ~ 15:45 (60分)	行動障害について	五十嵐 猛 (社会福祉法人萌葱の郷 いぬかい保育園 園長)
15:45 ~ 16:45 (60分)	バス・鉄道に一人で乗れるための支援マニュアルについて	村上 和子 (社会福祉法人 シンフォニー理事長)
16:45 ~ 16:50 (5分)	ガイダンス(分野別コースの注意点など)	

### 2 分野別コース

#### (1) 相談窓口職員コース（12月18日(水)）

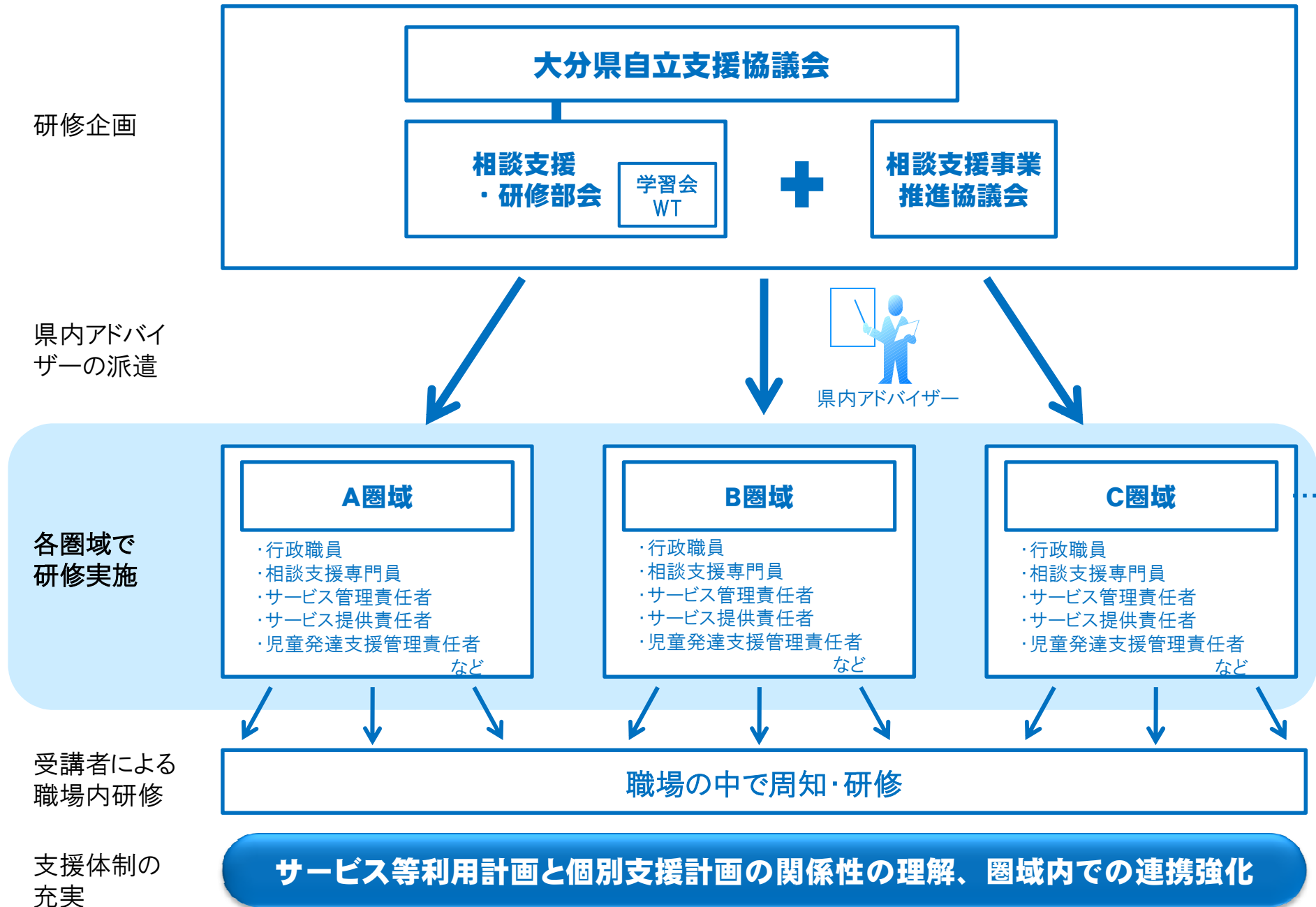
時間	内容	講師
9:15 ~ 9:30 (15分)	受付	
9:30 ~ 10:30 (60分)	【講義1】 事実確認とエンパワメント～司法面接について～	永淵 悦子 (大分県中津児童相談所)
10:30 ~ 11:30 (60分)	【講義2】 相談支援のスキル	陶山 武尊 (地域生活支援センターとよみ園 相談支援専門員)
11:30 ~ 12:30 (60分)	【講義3】 労働局と警察との連携	松原 俊直 (大分労働局総務部企画室長補佐) 秦 幸良 (大分県警察本部生活安全企画課長補佐)
12:30 ~ 13:30 (60分)	休憩	
13:30 ~ 16:00 (150分)	【演習1】 養護者・支援者からの虐待防止に向けた対応	宮脇 進 (大分県福祉保健部障害福祉課地域生活支援班)

#### (2) 施設等職員コース（12月19日(木)）

時間	内容	講師
9:15 ~ 9:30 (15分)	受付	
9:30 ~ 10:30 (60分)	【講義1】 職員育成と虐待リスク管理	高橋 智秀 (障害者支援施設 聖心園 施設長)
10:30 ~ 12:00 (90分)	【講義2】 障がいと身体拘束	釘宮 誠司 (医療法人謙誠会 博愛病院院長)
12:00 ~ 13:00 (60分)	休憩	
13:00 ~ 16:00 (180分)	【演習1】 施設、事業所内の虐待防止の取り組み	古城 美美枝 (社会福祉法人秀溪会理事長) 大木 昌太郎 (第1みのり学園副施設長)

## 議題 2 合同学習会の実施方法等について

# 相談支援専門員とサービス管理責任者合同学習会について





# サービス等利用計画と個別支援計画の関係性について



大分 太郎さん

自分の家でお母さんと暮らしていて、困ったときにはヘルパーさんに来てもらっている。昼間は作業所に通って働いて、土日にはヘルパーさんに付いてもらって映画を観に行っている。いつかはひとり暮らしをして、就職してもっと給料を稼いで、休みには友達と街に出かけたい。

本人のニーズを反映して  
生活全体をデザイン



相談支援  
専門員

## サービス等利用計画

総合的な  
援助方針

家事を覚えられるよう  
になる

一般就労できるよう  
になる

ひとりでバスに  
乗れるようになる

反映

具体的な  
支援計画

居宅介護事業所の

**個別支援  
計画**



就労継続支援B型事業所の

**個別支援  
計画**



移動支援事業所の

**個別支援  
計画**



インフォーマル  
サービス

**地域の方々**

大分太郎さんのニーズを実現

# サービス等利用計画について



サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(例)



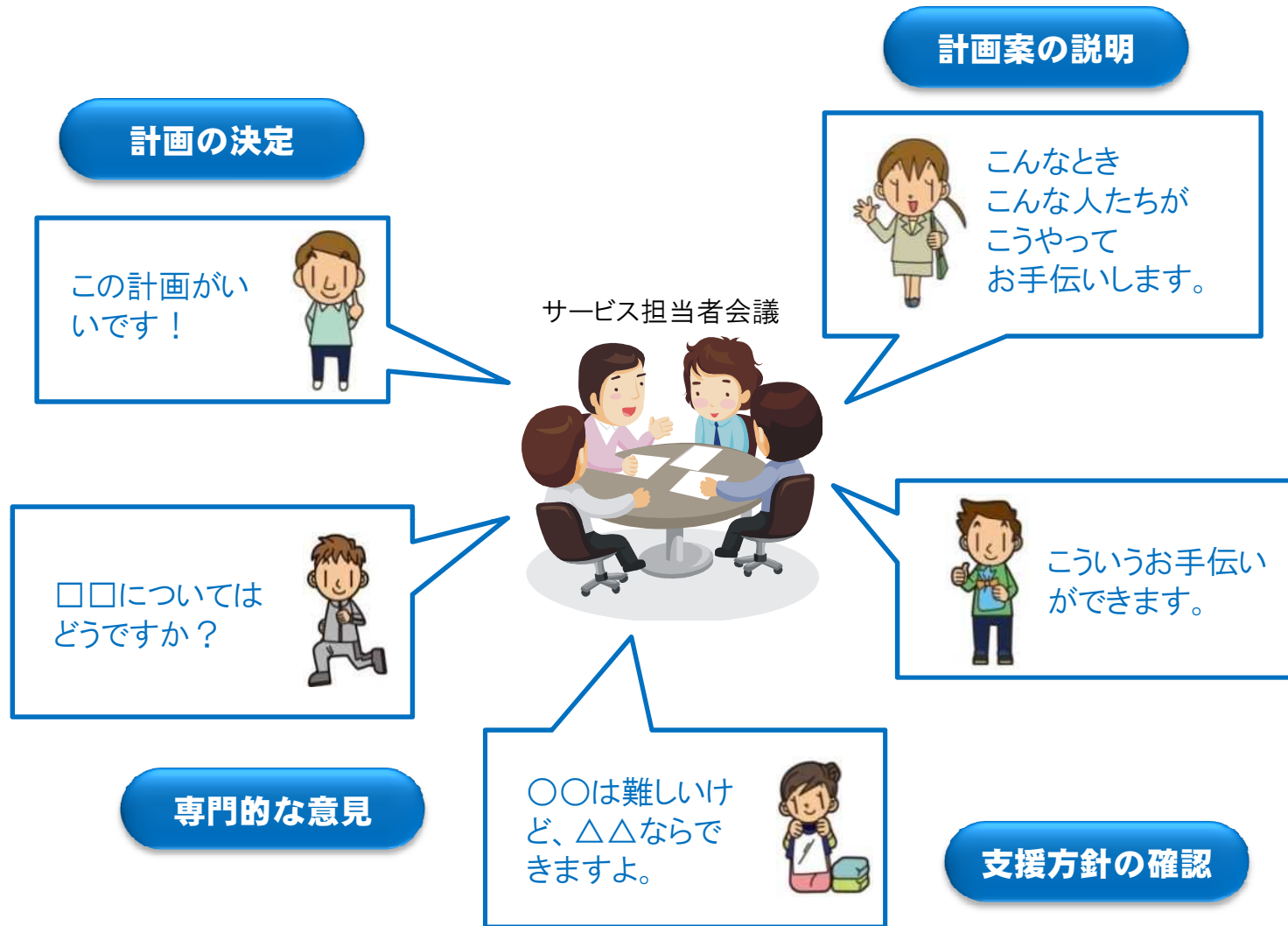
利用者氏名(児童氏名)	大分 太郎	障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			相談支援専門員
計画案作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄	

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	いつかはひとり暮らしをして、就職してもっと給料を稼いで、休みには友達と街に出かけたい。				
総合的な援助の方針	家事を覚えられるようになる — 一般就労できるようになる — ひとりでバスに乗れるようになる ように支援します。				
長期目標					
短期目標					

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項		
1	課題、目標や役割などを整理 (サービス担当者会議で確認)				反映	○○事業所の <b>個別支援計画</b>			
2						調整		<b>インフォーマルな資源の活用</b>	
3									
4									
5									

## 公的なサービスやインフォーマルな資源の利用計画

# サービス担当者会議について



お互いの役割を確認して、よりよい計画に磨き上げる

# 相談支援専門員とサービス管理責任者の 合同学習会実施状況

平成25年12月26日現在

実施圏域	市町村	参加者数	アドバイザー	日 時
西部圏域	日田市・九重町 玖珠町	34名	石松 聡美	平成25年3月22日
東部圏域	別府市・杵築市 国東市・姫島村 日出町	94名	首藤 辰也 神志那 久美	平成25年8月27日
北部圏域	宇佐市	51名	石川 博一 <small>※合同学習会の企画・ 運営に協力</small>	平成25年8月28日
中部圏域	臼杵市	36名	吐合 紀子	平成25年9月19日
南部圏域	佐伯市	48名	疋田 秀美	平成25年11月7日
豊肥圏域	豊後大野市 竹田市	41名	首藤 辰也 神志那 久美	平成25年11月19日

## 内容

- ① 講義・演習
  - ・ サービス等利用計画の作成手続きや留意点について
  - ・ 「サービス等利用計画」と「個別支援計画」の関係性について
- ② 意見交換

# 相談支援専門員とサービス管理責任者の 合同学習会の今後の実施方法について

## ①合同学習会未開催の市町村について

合同学習会を開催していない市町村	サービス等利用計画作成の進捗状況(平成26年3月見込)
大分市	63.71%
中津市	44.57%
津久見市	74.36%
豊後高田市	60.16%
由布市	26.30%

## ②今後の合同学習会の運営について

合同学習会は、サービス等利用計画と個別支援計画の関係性について理解を深めてもらい、サービス等利用計画の作成を進めてもらうことを目的として企画した勉強会である。これまでの取り組みをふまえ、平成26年度の運営について検討したい。

※今後の課題としては、サービス等利用計画の評価(チェック)である。

### 議題3 専門コース別研修について

平成 25 年度相談支援従事者専門コース別研修  
「成年後見・権利擁護研修」開催要綱

1 目的

日常の相談業務の振り返りをおこなっていくとともに、相談支援専門員の基本姿勢について確認をしていく。さらに、基本相談の重要性を再認識しながら、「障がいのある方の権利を擁護すること」について考える機会とする。

2 実施主体

大分県（大分県障害者相談支援事業推進協議会が実施）

3 日程

平成 25 年 9 月 9 日（月）10：00～16：00

4 会場

大分県総合社会福祉会館 大ホール

5 内容

別添カリキュラムどおりとする

6 定員

80 名

7 受講対象者

- (1) 指定相談支援事業所において、相談支援事業に従事している者
- (2) 市町村で障害者相談支援事業を担当する者等

8 受講申し込み

「大分県電子申請システム」にて、申請の登録をしてください。

「大分県電子申請システム」が利用できない場合は、別紙申込書に必要事項を記入のうえ、郵送してください。

※簡易申請システムでの申請

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=1FY6yIGH>

このアドレスからアクセスし、必要な情報を登録してください。

9 申し込み締め切り

平成 25 年 8 月 30 日（金）17：00（厳守）

1 0 参加費

無料

1 1 その他

（1）受講申込み後の受講者の変更は、受け付けません。

（2）昼食は各自でご用意願います。なお、会場（大分県総合社会福祉会館内）で業者が弁当の予約を受け付けますので、希望の方は当日、申し込みをしてください。

1 2 受講申込に関する問合せ

大分県福祉保健部障害福祉課地域生活支援班

TEL 097-506-2725

FAX 097-506-1740



〔研修内容〕平成25年9月9日（月）10：00～16：30（予定）

時間	研修内容	獲得目標	備考
9：30～	受付開始		
10：00 (2.0)	障がいのある方の権利擁護について考える	権利擁護に関する各種法制度の基本的な理解を深める。	(講師) 大分大学 教育福祉科学部 廣野 俊輔 准教授
12：00 (1.0)	休憩		
13：00 (3.0)	(演習) 障がいのある方の権利を擁護するために必要な技術（相談支援専門員の基本姿勢や見方を変える視点）を学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員の日常業務を再確認する。</li> <li>・相談支援専門員の基本姿勢について学ぶ。</li> <li>・基本相談の重要性について学ぶ。</li> </ul>	
16：00 (0.5)	まとめ		
16：30	終了		

平成 25 年度相談支援従事者専門コース別研修会  
「障がい児支援研修会」開催要領

1 目的

発達障がい児の基礎知識（定義、特性）やニーズ、支援機関の役割等を学ぶとともに、演習を通じ、相談支援専門員として必要な視点、基本相談の重要性を認識することにより、障がい児相談支援事業の円滑な実施を図る。

2 実施主体

大分県（大分県障害者相談支援事業推進協議会が実施）

3 日程

平成 25 年 12 月 2 日（月）10：00～16：00

4 会場

大分県総合社会福祉会館 4 階大ホール

5 内容

別添カリキュラムのとおり

6 定員

80 名

※ 受講決定後、受講決定通知書を送付いたします。

7 受講対象者

- (1) 指定相談支援事業所において、相談支援事業に従事している者
- (2) 市町村で障がい者相談支援事業を担当する者

8 受講申し込み

「簡易申請システム」にて、申請の登録をしてください。

「簡易申請システム」が利用できない場合は、別紙申込書に必要事項を記入のうえ、郵送してください。

※簡易申請システムでの申請

<http://www.pref.oita.jp/site/syougai/syougai.html>

このアドレスからアクセスし、必要な情報を登録してください。

9 申し込み締め切り

平成 25 年 11 月 25 日（月）17：00（厳守）

1 0 参加費

無料

1 1 事前課題について

- (1) 本研修会には、事前課題があります。（当日持参）事前課題は、今までに支援した障がい児の事例をまとめる作業です。書式については、大分県障害福祉課のホームページの到着情報よりダウンロード可能です。
- (2) 事前課題については、当日持参をお願いします。（午後からの演習でおこなうグループ発表時に使用しますので、自分の資料も合わせ、**6**部準備をお願いします。）
- (3) 事前課題作成については、個人の特定ができることがないように配慮をお願いします。
- (4) 事例については、演習使用后、回収します。

1 2 その他

- (1) 受講申込み後の受講者の変更は、受け付けません。
- (2) 昼食は各自でご用意願います。なお、会場（大分県総合社会福祉会館）で業者が弁当の予約を受け付けますので、希望の方は当日、申し込みをしてください。

1 3 受講申込に関する問い合わせ

大分県福祉保健部障害福祉課地域生活支援班

TEL 097-506-2725

FAX 097-506-1740

〔研修内容〕平成25年12月2日（月）10：00～16：00

時間	研修内容	目的	備考
9：30～	受付開始		
10：00	開会行事		
10：10 (50分)	発達障がい者の概要	発達障がい児、者の概要を理解する。	大分療育センター 作業療法士 深見真実氏
11：00 (50分)	発達障がい者の特性理解	発達障がい者のニーズ、特性について理解する。	大分県立 看護科学大学准教授 平野瓦氏
12：00 (1時間)	休憩		
13：00 (30分)	発達障がい児、者支援 (概要説明)	大分県における発達障がい児、者支援の動向について理解をする。	大分県障害福祉課 障害児支援班 副主幹 荻貴伸
13：30 (2.5)	(演習) 各自事例を持ち寄っての事例検討会 【障がい児相談支援事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自身の支援の振り返りを行う。</li> <li>・ 障がい児相談支援事業における必要な視点を学ぶ。</li> <li>・ 基本相談の重要性を学ぶ。</li> </ul>	
16：00	終了		